解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月三日

広島県府中市上下町上下一二一七番地の一

財団法人日中教育文化交流基金

代表清算人　福崎　裕夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月三日

高知県安芸市井ノ口甲二五五七番地一

財団法人井ノ口区有林管理会

代表清算人　大北紀二郎

解散公告（第三回）

当法人は、移行期間満了により平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月三日

東京都千代田区永田町二丁目一七番五号

中央報徳会財団法人

代表清算人　小田　路雄

代表清算人　石井　照雄

代表清算人　酒井　衛

連絡先　横浜市中区本牧十二天三―一〇美商本牧ビル内　美商陸運株式会社

代表取締役　小田　路雄

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年一月六日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月三日

大阪府池田市城南一丁目一番一号池田市役所内

池田市土地開発公社

清算人　早川　昌任

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年一月十七日兵庫県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月三日

兵庫県赤穂市加里屋八一番地

赤穂市土地開発公社

清算人　明石　元秀

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月八日開催の第二十九回臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月三日

和歌山県海南市築地一番五九

社団法人海南地域労働者福祉センター

代表清算人　出口　昌紀

連絡先　和歌山県海南市日方一五二五番六海南市職員組合

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十五年十二月六日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月三日

高知県香美市土佐山田町一六八九番地一

清算法人土佐山田町明治土地改良区

代表清算人　上村　昭夫

公益信託熊日文化スポーツ基金第二十一期決算公告

一、事業概要

熊本県民による文化、芸術、スポーツ等の各分野における活動の助成や人材の育成に対する助成

助成金・奨励金　一六件　二五〇万円

二、財産目録　平成二十五年十月三十一日現在

資産合計　一〇七、八三八、五九二円

負債合計　〇円

正味信託財産　一〇七、八三八、五九二円

平成二十六年二月三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託熊日文化スポーツ基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩内郡岩内町字御崎二二番地の一三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡辺　勝利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日

北海道岩内郡岩内町字万代三番地九中央ビル三階岩内ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古宮　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市宮町三丁目六番地の一、最後の住所埼玉県熊谷市久下二〇五三番地五

被相続人　亡　栗原　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日

埼玉県熊谷市仲町三五番地　埼玉ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　純二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市荻窪七三一番地一、最後の住所千葉県船橋市高根台一丁目一番九棟四〇六号　被相続人　亡　島崎　悟史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号北野京葉ビル三階　けやき総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田部井宏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市寿町一丁目五一番地、最後の住所神奈川県足柄上郡大井町金子三八一二番地　足柄の春

被相続人　亡　磯崎　藤江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日

神奈川県平塚市宮の前二番三号桂エンタープライズビル五階平塚宮の前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　貝原　吉記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区旭町二丁目二五番地、最後の住所神奈川県相模原市相原五―一二―五　被相続人　亡　勝　直吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日

神奈川県川崎市川崎区宮前町八番一三号大幸ビル四階ＡＬＩＶＥ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市山ノ内六番地、最後の住所神奈川県藤沢市小塚三八三番地藤沢病院

被相続人　亡　内田　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル七階

相続財産管理人　弁護士　宮下　京介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県能美市吉原釜屋町ニ九番地、最後の住所石川県能美市吉原釜屋町ヌ四番地一

被相続人　亡　中村　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日

石川県金沢市尾張町一丁目七番一号山崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長瀬　貴志